第二十七条第二項中「以外の船舶」の下に「（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）」を加える。

第三十二条第一項中「第十条の二第二項」の下に「、法第十七条の二第二項第一号若しくは第五項」を加える。

第三十四条第一項中「第一議定書締約国」の下に「、船舶バラスト水規制管理条約締約国」を加え、同条第二項及び第三項中「第十九条の五十三第一項及び第二項」を「第十九条の五十三各項」に改める。

第四十四条第一項中「第一議定書締約国の政府及び日本の領事官」の下に「、船舶（有害水バラストの排出防止に関する設備を設置し、又は有害水バラスト汚染防止措置手引書を備え置き、若しくは掲示すべき船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）に限る。第二号において同じ。）が船舶バラスト水規制管理条約締約国にある場合であつて第二号に掲げるおそれがあるときにあつては、地方運輸局長、当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府及び日本の領事官」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第一号中「海洋汚染防止設備等」の下に「（有害水バラストの排出防止に関する設備を除く。）」を、「おそれ」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　船舶に事故が発生し又は有害水バラストの排出防止に関する設備に欠陥が発見された場合における有害水バラストの排出（湖沼等に流し、又は落とす場合を含む。）に係る海洋環境（湖沼等の環境を含む。）の保全に影響を及ぼすおそれ

第四十五条中第十項を第十二項とし、第六項から第九項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第十九条の五十三第一項若しくは第二項」を「第十九条の五十三各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、同条第三項中「別表第一の五」を「別表第一の七」に、「別表第一の六」を「別表第一の八」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第二項を第四項とし、同条第一項中「別表第一の三」を「別表第一の五」に、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して（以下この条において「電子情報処理組織により」に、「別表第一の四」を「別表第一の六」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

設備確認、型式指定又は変更承認を受けようとする者は、別表第一の三に定める額（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子処理組織を使用して（以下この条において「電子情報処理組織により」という。）設備確認、型式指定及び型式指定の変更の申請をする場合にあつては、別表第一の四に定める額）の手数料を納付しなければならない。

2　外国において設備確認、型式指定又は変更承認を受ける場合における設備確認、型式指定又は変更承認の手数料の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による手数料の額に十一万三千七百円を加算した額とする。

別表第一定期検査の部ふん尿等の排出防止に関する設備の項の次に次のように加える。

有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金額（円）	19,500	23,800
	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金額（円）	12,700	14,100

別表第一第一種中間検査の部有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書の項の次に次のように加える。

有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金額（円）	16,900	20,100
	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金額（円）	12,400	13,700

別表第一第二種中間検査の部有害液体物質の排出防止に関する設備等及び有害液体汚染防止緊急措置手引書の項の次に次のように加える。

有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金額（円）	15,500	17,800
	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金額（円）	12,400	13,700

別表第一臨時検査又は臨時航行検査の部ふん尿等の排出防止に関する設備の項の次に次のように加える。

有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	金額（円）	臨検回数1回につき　12,200
	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	金額（円）	臨検回数1回につき　11,700

別表第一法第十九条の五十三の検査の部ふん尿等の排出防止に関する設備の項の次に次のように加える。

有害水バラストの排出防止に関する設備及び有害水バラスト汚染防止措置手引書	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金額（円）	27,600	34,400
	有害水バラストの排出防止に関する設備を設置していない船舶（湖沼等において航行の用に供する船舟類を含む。）	総トン数（トン）	10,000未満	10,000以上
		金額（円）	20,000	21,300